

埼玉県立大学大学院研究生規程

平成22年4月1日
規程第97号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第82条の規定に基づき、埼玉県立大学大学院研究生（以下「研究生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学をすることのできる者は、大学院を修了した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が適当と認めるときは、その都度学長が定める日とする。

2 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、研究生からの申出に基づき、1年を超えない範囲で在学期間を延長することができる。

(入学志願の手続)

第4条 研究生として入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 研究計画書
- 三 最終学歴校の成績証明書及び卒業（修了）証明書
- 四 健康診断書
- 五 その他学長が必要と認める書類

(入学者の選考)

第5条 前条の志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学料を納付するとともに、別に定める書類を学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者については、学長が入学を許可する。

(指導教員)

第7条 学長は、研究生の指導教員を定めるものとする。

(研究生証)

第8条 研究生には、研究生証を交付する。

2 研究生は、研究生証を常に所持しなければならない。

(入学検定料、入学料及び授業料)

第9条 研究生は、その研究する期間に係る授業料を納付しなければならない。

2 研究生の入学検定料、入学料及び授業料の徴収は、公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程（平成22年規程第52号）の定めるところによる。

3 入学検定料、入学料及び授業料のほか、実験、実習又は実技に要する経費は、研究生の負担とする。

(研究の方法)

第10条 研究生は、指導教員の指導のもとに、本学の施設又は設備を利用することができる。

2 指導教員は、研究生に対する指導上必要と認めるときは、他の教員との協議に基づき、他の学生

の教育に支障のない範囲において、当該他の教員の担当する授業科目を研究生に受講させることができる。

（修了証明書）

第 1 1 条 学長は、研究生が指導教員の指導のもとに研究の成果を提出したときは、修了証明書を交付することができる。

（入学許可の取消）

第 1 2 条 研究生が本学の学則又は諸規程に違反したとき又は研究生としての本分に反したときは、学長は、第 6 条第 2 項の規定による許可を取り消すことができる。

（その他）

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、研究生については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するものを準用する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。